

第4回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月22日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	清家祥一
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第4回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様、ご起立願います。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>先般までは大変暑い日が続いておりましたが、10月に入って朝晩大変冷え込んできました。そういう関係で、農協も今日から柚子の受け入れが始まったそうですが、あいにく雨が降っておりますので収穫はできなかったのではないかなと思っているところであります。定刻になっておりますので、お手元に届いている次第に基づきまして検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>14</u>名であります。</p> <p><u>田邊推進委員</u>、<u>塩崎推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第4回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に5番 <u>渡邊由美委員</u>、6番 <u>高田洋一委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、渡邊由美委員より説明願います。</p>
渡邊委員	<p>失礼します。議席番号5番 渡邊です。</p> <p>議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第20号 順位1番 説明】</p>
渡邊委員	<p>10月19日に譲受人、中井推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第20号 順位1番 説明】</p>

渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
善 家 委 員	議席番号1番善家です。先月の16号議案で譲受人の年間従事日数は200日でした。今回180日ですがそれでよろしいですか。
事 務 局	譲受人に確認したら今回の180日が正しいそうです。
議 長	他ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、谷口委員より説明願います。
谷 口 委 員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第20号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	10月19日に譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第20号 順位2番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
山 本 委 員	売価についてですが。 譲渡人と譲受人の双方の合意のもと、金額は決められると思いますが、132㎡で85万円はすごく高いと思いますが、相場は事務局の方で把握されていますか。
事 務 局	私も事前に金額を見て、総会に出てくる他の農地と比較したら高いなと感じましたので、譲受人に「この金額で取引されているのは間違いありません

	か？」と伺いました。譲渡人との間でそういう金額でやり取りしました、との事でした。相場でいうと、農地からしたら高いと感じはしますが、これに関しては金銭の問題になるので、本人さん同士で確認していただいて問題なければ、今回のようにさせていただきました。
議 長	その他、ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、水野委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第21号 順位1番 説明】
水 野 委 員	10月19日に申請人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第21号 順位1番 説明】
水 野 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第4 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

	いて」を議題といたします。
議長	順位1番について、清家祥一委員より説明願います。
清家委員	議席番号8番 清家です。 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第22号 順位1番 説明】
清家委員	10月19日に申請人、高田委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第22号 順位1番 説明】
清家委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について、谷口委員説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第22号 順位2番 説明】
谷口委員	10月19日に譲渡人、譲受人の代理人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第22号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から26番までを一括審議し、順位27番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から26番まで事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第23号 順位1番から26番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から26番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から26番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位27番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位27番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第23号 順位27番 説明】

事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位27番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位27番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第23号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位27番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第4回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	5番
	6番